

## 21世紀を拓く課題研修実施要綱

(目的)

第1条 本市の児童・生徒の学習状況等から明らかになった課題について解明するとともに、特色ある教育を推進することを目的とした課題研修を行うために、それぞれの分野において成果を上げている他都道府県等の教育機関又は学校へ教員を派遣し、その地での研修で得た成果をもって、各種研修会等での講師はもとより、本市学校教育の充実・推進のための実践者を育成することをねらいとして、21世紀を拓く課題研修事業を実施する。

(選考)

第2条 千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、原則として、次の条件を全て満たす教員の中から、21世紀を拓く課題研修事業の研修生（以下「研修生」という。）を選考する。

(1) 教職経験11年以上27年未満の者

(2) 千葉市現場研究員修了者又は千葉市教育センターの発表会等で研究成果を発表するなどの実績をあげている者

(研修期間)

第3条 21世紀を拓く課題研修(以下「研修」という。)の期間は、研修生として選考された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、研修における派遣期間は、原則5日間とし、派遣先の実情に応じて期日を決定する。

(研修課題)

第4条 研修は、千葉市学校教育の課題及び新たな教育の展開を視野に入れた課題の中から、教育委員会が課題を設定して行うものとする。

(計画書及び報告書の提出)

第5条 研修生は、研修に当たり教育委員会に対して、あらかじめ研修計画書を提出し、研修終了後は研修報告書を提出する。また、研修報告会や教育課程研究協議会等の研修会で派遣先での研修成果による提言を行うこと、及びマイスター教職員として、若年層教員等の指導力向上を図るものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。